



全日三重

Vol-360
2021.3.31

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 12 番 6-2 号

TEL 059-351-1822 FAX 059-351-1833
<https://mie.zennichi.or.jp/>

宅地建物取引業法に基づく申請等の郵送申請について（令和3年度から） 三重県県土整備部

現在、原則郵送申請としている宅地建物取引業法に基づく申請等について、令和3年4月1日から、下表のとおり、対面申請とするものと郵送申請も可とするものとをまとめました。

下記注意事項をご確認の上、申請等お願いいたします。

●対面申請とするもの

①	宅地建物取引業免許申請【新規】	法第3条第1項
②	宅地建物取引業免許廃業等の届出	法第11条
③	宅地建物取引士の登録申請	法第19条第1項
④	宅地建物取引士の死亡等の届出	法第21条

●郵送申請も可とするもの

(1)	宅地建物取引業免許申請【更新】（注意事項2）	法第3条第3項
(2)	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届	法第9条
(3)	現地案内所の届出	法第50条第2項
(4)	宅地建物取引業者免許証書換え交付申請	規則4条の2
(5)	宅地建物取引業免許証再交付申請	規則4条の3
(6)	宅地建物取引士の登録移転申請	法第19条の2
(7)	宅地建物取引士の変更登録申請	法第20条
(8)	宅地建物取引士交付申請	法第22条の2
(9)	宅地建物取引士証書換え交付申請	規則14条の13
(10)	宅地建物取引士証再交付申請	規則14条の15

〈注意事項〉

- 対面申請は下記事務担当まで申請書類を持参、郵送申請は担当宛に郵送してください。
事務担当：県土整備部 建築開発課 宅建業・建築士班（県庁4階）
〒514-8570 津市広明町13番地 TEL 059-224-2708
- 宅地建物取引業更新更新申請（上記表（1））を郵送申請する場合は、売買・媒介・賃貸の宅地建物取引実績について、それぞれ直近5件分の取引台帳のコピーを同封してください。
- 郵送申請の場合の副本の返送について
宅地建物取引業免許申請、変更届（商号又は名称、代表者、役員、政令使用人、事務所の所在地、専任取引士に変更が生じた場合）は協会に副本のコピーの提出が必要です。申請書2部（正・副）に返信用の封筒・切手を同封し郵送してください。県より受付印の押印された副本が返送されます。

従業者名簿の書式について

三重県では、従業者名簿の書式について、県の書式をお使いいただくようお願いしております（ご入会時に書式をお渡ししております）。全日のダウンロード書式など異なる書式をお使いの方は、お手数ですが、下記の県のWebページより書式をダウンロードしてお使いいただくようお願いいたします。

従業者名簿(PDF・Word)

<https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/37255031452.htm>

（宅建業法第48条、宅建業法施行規則第17条）

宅建業者は、事務所ごとに従業者名簿を備え、従業者の氏名、生年月日、主たる職務内容等の一定の事項を記載し、取引の関係者の請求があったときは、閲覧に供しなければならない。また、従業者名簿は最終の記載をした日から10年間保存しなければならない。※平成29年4月より住所欄は削除されています。

「2021（令和3）年国民生活基礎調査」を、令和3年6月3日及び7月8日の両日に実施いたします。
本調査は、年金や医療などの国の様々な取り組みの基礎資料となる重要な調査であり、全国で約5万5千世帯を抽出して行います。

調査の実施に伴い、世帯の人数などの把握のため、調査日前の4月中旬、また実際の調査のために6月3日及び7月8日の前後1～2週間程度の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対策を講じた上で、調査員が調査対象世帯を訪問します。

近年、プライバシー意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入が困難な場合も生じており、調査の円滑な実施には、皆様のご理解、ご協力が不可欠です。

つきましては、調査の目的、必要性などをご理解のうえ、調査員の来訪にご協力いただきますようお願い申し上げます。

全日契約書 操作に関するコールセンターの変更のお知らせ

令和3年4月1日から、契約書作成に関するパソコン操作のコールセンターが変更になりますので、ご注意ください。

■ 操作に関するコールセンター（契約書作成に関するパソコン操作）

4月1日～ TEL 03-6625-4717

毎週 月・火・木・金 10:00～16:00（祝日、年末年始、お盆、GW期間を除く）

お問合せ内容：書式の操作方法、簡単なパソコン操作方法

不動産取引に関するご相談は、TRA 不動産相談室にご相談ください。

■ TRA 不動産相談室

TEL 03-5338-0370

3/22～未定

毎週 月・火・木・金 13:00～15:30（祝日、年末年始、お盆、GW期間を除く）

※新型コロナウイルス感染症蔓延のため、時間を変更しています。

TRA 共済制度 人間ドック助成金のご案内

令和3年4月1日より、一般社団法人 全国不動産協会（TRA）の共済制度に人間ドック助成金が追加されますので、お知らせいたします。

○ 人間ドック助成金

40歳以上の会員が人間ドックを受診したとき、年度内に1回限り

受診費用実費のうち、助成金として上限5,000円までを支給。

※助成対象は代表者のみです。従たる事務所の政令使用人は対象外となります。

※受診日時時点で40歳以上でなくてはなりません。

※助成金の申請は、TRAの共済制度 Web ページ (<http://www.zenkoku-fudousan.or.jp/kyousai/>)

より交付申請書をダウンロードし、領収書の写しを添付のうえ、TRA 総本部事務局まで郵送してください。

●退会会員のお知らせ

退会日	免許番号	商号	代表者	退会日	免許番号	商号	代表者
3. 3. 1	(1)3473	(株)中部不動産コンサルタント	近藤 均	3. 3. 10	(6)2352	トラストハウジング(有)	森田治明
3. 3. 1	(3)3120	(株)テクノ・ハウス中央	瀧川涼二	3. 3. 24	(3)3155	(株)アイ・アール	本田勝久
3. 3. 2	(3)3090	(株)アルファサービス	松岡 浩	3. 3. 30	(7)2214	(有)安野ハウジング	西本靖之佑